

擁壁の築造または造替えを検討されている方へ

擁壁改修専門家派遣制度のご案内

世田谷区では、擁壁等の崩壊による居住者及び家屋への危害防止を目的として、新たに敷地の擁壁を築造または造替える工事（※ただし補修工事は除く）を検討している方に専門家を派遣し、擁壁の構造や概算工事費を無料で提案いたします。

関心のある方は、是非制度をご活用ください。

※既存の擁壁や斜面（がけ）の崩壊の危険性を区が判定(安全性を保証)するための
制度ではありません

擁壁の「改修工事」とは

既存の擁壁を造り替える工事 または 自然斜面（自然がけ）に擁壁を築造する工事

制度の概要

●派遣対象となる擁壁等

大雨や地震で崩壊するおそれのある高さ2m以上の斜面（がけ）や擁壁

●派遣を受けることができる方

自らが所有又は管理している擁壁等の改修工事を検討しており、次に該当する方
(※ただし法人は対象外となります。)

- ① 擁壁等を含む土地の所有者
- ② 擁壁等を含む土地の借地権者
(擁壁等の改修につき、所有者の承諾が必要です。)
- ③ 擁壁等を含む土地が共有に属する場合にあっては、全員の同意により選定された共有者
- ④ 擁壁等を含む土地が区分所有建物の敷地である場合にあっては、建物の区分所有等に関する法律第3条の団体の代表者又は当該敷地に係る共有持分の過半数を保有する区分所有者により選任された区分所有者

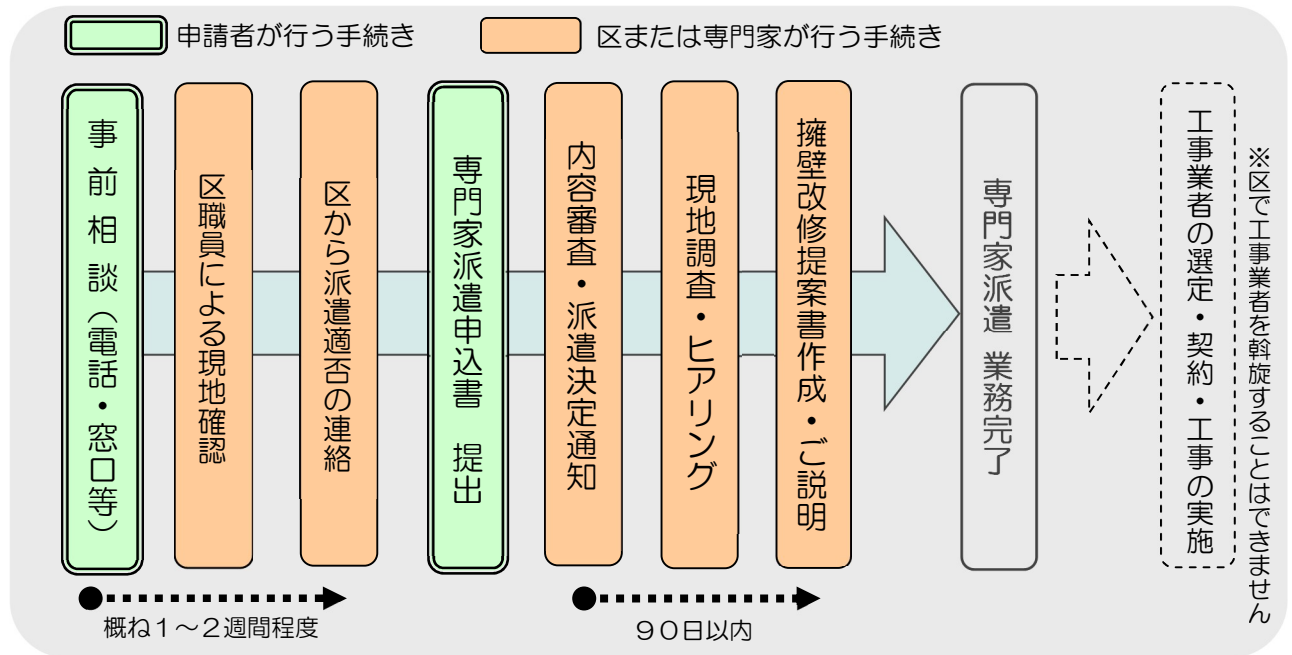
※建築物を建築するために擁壁等の改修工事を検討している方は除きます。

※対象地において業として宅地建物取引を行う方は除きます。

●専門家が提案する内容

- ① 擁壁等改修計画（案）
- ② 概算工事費
- ③ 擁壁改修の施工にあたっての特記事項

専門家派遣の流れ



申込書受付の締切りについて

毎年度、12月の最終営業日まで。

※申込の前に、事前相談が必要です。ご希望の方は、お早めにご相談ください。

※年度毎の予算額を限度としているため、当該年度に対応できない場合は、次年度以降の派遣となります。

お問い合わせ先

世田谷区 防災街づくり担当部 市街地整備課 宅地防災促進担当

〒158-0094 世田谷区玉川1-20-1

TEL 03-6432-7158 FAX 03-6432-7982

※事前相談の後、区職員が現地を確認し派遣が適当であれば、以下の書類をご用意頂いた上、お申込みをお願い致します。

- 対象地周辺の案内図
- 対象地の登記事項証明書（3月以内に発行されたものに限りです。）
- 対象地が共有に属する場合は、共有者の同意書
- 申込者が借地権者である場合は、土地所有者の承諾書
- 対象地が区分所有建物の敷地である場合は、申込者が管理組合等の代表者であることを確認することができる書類の写し、又は敷地に係る共有持分の過半数を保有する区分所有者の承諾を得ていることを証する書類の写し